

令和 2年度

事務事業評価表 (令和元年度 の実績評価)

記入年月日
令和 2 年 4 月 15 日

事務事業名		建築基準法の規定による確認申請等の経由に関する事務				事業区分		担当	
						新規/継続	継続	事務事業No.	050104000761
						単独/補助	単独	所属課	060201
政策体系	総合計画の施策名	0501 計画的な土地利用の推進						課長名	都市整備課
	政策名	05 快適な暮らしのまちづくり						グループ	都市政策G
	施策名	01 計画的な土地利用の推進						担当者名	
	手段名	04 ④地域土地利用マネジメント(調整)							
財務会計上の位置付け						事業期間			
予算科目	会計	款	項	目	事業	細	一般会計		
	01	08	04	01	02	00	都市計画総務事業		
法令根拠	建築基準法、茨城県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例								
【Do】 1. 事務事業の現状把握(その1)									

(1) 事務事業の概要										
手段	①事務事業の概要(事務事業の全体像)					②担当者が行う業務の内容・やり方・手順				
	茨城県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例及び茨城県と桜川市とが締結した建築基準法の規定による確認申請等に関する調査事務委託契約(以下「県事務処理特例条例等」という。)の規定に基づき、建築基準法の規定による確認申請等の経由に関する事務を行う。					【一般的な経由及び進達の事務の流れ】 ▼ 確認申請書(正本・副本)の受付 ▼ 用途地域等の確認 ▼ 桜川消防署への正本進達 ▼ 県西県民センターへの副本進達 ▼ 消防同意後・県西県民センターへの正本進達				

(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移									
①手段 (担当者の活動内容)		④活動指標 (活動量を表す指標)		単位	30年度 (実績)	01年度 (実績)	02年度 (計画)	03年度 (目標)	04年度 (目標)
▼ 確認申請書の受付 ▼ 用途地域等の確認 ▼ 県西県民センターへの進達		建築基準法の規定による確認申請等の経由件数		件	11.00	7.00	10.00	10.00	10.00
		建築基準法の規定による許可申請等の経由件数		件	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象 (誰、何を対象にしているのか)		⑤対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	30年度 (実績)	01年度 (実績)	02年度 (計画)	03年度 (目標)	04年度 (目標)
建築行為等		建築行為等の数		件	196.00	185.00	120.00	120.00	120.00
					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図 (この事業によって対象をどう変えるのか)		⑥成果指標 (対象における意図の達成度を表す指標)		単位	30年度 (実績)	01年度 (実績)	02年度 (計画)	03年度 (目標)	04年度 (目標)
建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を担保すること。		建築行為等の苦情件数		件	0.00	1.00	1.00	1.00	1.00
					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(3) 投入量(事業費)の推移				30年度 (実績)	01年度 (実績)	02年度 (計画)	期間限定 総投入量	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0
			県支出金	千円	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0
			使用料・手数料	千円	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0
			一般財源	千円	0	0	0	0
			事業費計(A)	千円	0	0	0	0
		正規職員従事人数	人	3.00人	5.00人	5.00人		

事業費の内訳	01年度事業費 実績(千円)				02年度事業費 予算(千円)			
				合計	0			合計

事務事業名	建築基準法の規定による確認申請等の経路に関する事務	事務事業No.	50104000761	所属課	都市整備課
(4) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？ 県事務処理特例条例等の施行に伴って平成12年から開始された。 確認申請については、近年、民間の指定確認検査機関への申請が増加しており、特定行政庁（茨城県）への申請は大幅に減少している。					
(5) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？ 申請人又はその代理人（建築士、行政書士等）から事務の簡素化や迅速化の要望が寄せられている。					

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評価項目	
現状維持	① 政策体系との整合性 (この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？) <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている 建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を担保することは、第2次総合計画（前期基本計画）に掲げる「快適な暮らしのまちづくり」を実現させる上で不可欠であり、政策体系との整合は図られている。
	② 公共関与の妥当性 (なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？) (法定受託事業はその名称) <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である 県事務処理特例条例等において市の事務事業と規定されている。
有効性	③ 成果の向上余地 (成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？) <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない 建築基準法及び県事務処理特例条例等の規定に基づき、適正に事務を処理している。
	④ 廃止・休止の成果への影響 (事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？) <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 県事務処理特例条例等において市の事務事業と規定されている。
	⑤ 類似事業との統廃合・連携の可能性 (類似事業や統廃合の可能性はありますか？(市以外の取り組みも含む)) (他に手段がある場合) <input type="checkbox"/> 具体的な手段、事務事業名 <input checked="" type="checkbox"/> 余地がない 建築基準法及び県事務処理特例条例等の規定に基づいた業務であるため、他の業務との統廃合はできない。
効率性	⑥ 事業費・人件費の削減余地 (成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？) <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない 主な経費は市職員の人件費であるが、一定の裁量が伴うため市職員以外での対応は難しく、削減余地は小さい。 なお、事務処理件数に応じて県事務処理特例条例等の規定による交付金等が茨城県から市に交付されている。
	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地 (事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？) <input checked="" type="checkbox"/> 公正・公平である 確認申請等にあたっては、茨城県が手数料を徴取し、その一部を県事務処理特例条例等の規定に基づいて市に交付している。 したがって、受益機会・費用負担は公正・公平であると考えられる。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性 (次年度計画と予算への反映)

(1) 1次評価者としての評価結果		(2) 全体総括(振り返り、反省点)																			
① 目的妥当性 ■ 適切 □ 見直し余地あり ② 有効性 ■ 適切 □ 見直し余地あり ③ 効率性 ■ 適切 □ 見直し余地あり ④ 公平性 ■ 適切 □ 見直し余地あり	⇒	本事務事業は、県事務処理特例条例等で市の事務事業と規定されているものであり、第2次総合計画（前期基本計画）に掲げる「快適な暮らしのまちづくり」の実現を図る上で不可欠なものである。 なお、事務処理件数に応じて県事務処理特例条例等の規定による交付金等が茨城県から市に交付されている。																			
(3) 今後の事業の方向性		(4) 改革・改善による期待成果 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																			
<input type="checkbox"/> 終了 ■ 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 □ 休止		(複数回答可) <input type="checkbox"/> 改革改善を行う → (<input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input type="checkbox"/> 効率性の改善) <input type="checkbox"/> 現状維持 (<input type="checkbox"/> 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 公平性の改善) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 統廃合ができる <input type="checkbox"/> 連携ができる																			
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">成果</th> <th rowspan="2">向上 維持 低下</th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		成果	向上 維持 低下	コスト			削減	維持	増加				○						
成果	向上 維持 低下	コスト																			
		削減	維持	増加																	
			○																		
		(6) 事務事業優先度評価結果																			
		成果優先度評価結果 ⑤																			

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価	(2) 部長確認及び評価 (課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合)
課長確認後の評価 <input checked="" type="checkbox"/> A A: 継続 (現状維持) C: 終了、廃止、休止 <input type="checkbox"/> B B: 継続 (改革改善を行う) D: 2次評価へ提出	確認欄 <input checked="" type="checkbox"/> 確認